

観音寺市第 2 次行政改革大綱



平成 2 2 年 4 月

「行政改革大綱」の策定にあたって

本市は、平成17年10月に観音寺市、三豊郡大野原町及び三豊郡豊浜町が合併し、新「観音寺市」として生まれ変わりました。

新市においては、旧1市2町の一体感の醸成を図りつつ、地方分権の進展や少子高齢化の進行などの社会環境への変化に対応していくことを目的として、平成19年3月に「観音寺市行政改革大綱」を策定し、市民の皆様のご意見や市の状況を踏まえ行政改革を進めてまいりました。

しかしながら、この間、百年に一度といわれる世界金融危機が発生し、我が国の経済にも深刻な影響を与え、その影響は都市圏のみならず地方においても顕在化しており、本市も例外ではありません。また、平成21年8月の国政選挙においては政権交代が起こり、民主党政権による政治が幕を開けました。新政権下においては、「地域主権の確立」が謳われており、国から地方への権限等の移譲の更なる進展が期待されますが、反面、権限等の移譲先となる地方、とりわけ基礎自治体における弾力的な行財政運営が今まで以上に求められることとなります。

このような様々な社会経済情勢の変化の中で、平成19年3月に策定した「観音寺市行政改革大綱」が平成22年3月をもって終了するため、行政改革の取組事項を再検討し、観音寺市総合振興計画に定める観音寺市の将来像『市民が主役 わたしのふるさと かんおんじ ～人・文化・自然 いきいき輝く 元気都市～』を実現のために不可欠となる、行政改革の取り組むべき指針を明らかにした「観音寺市第2次行政改革大綱」を策定いたしました。

今後は、本大綱に基づきまして、「選択と集中」による行財政運営の効率化・適正化を進め、地方分権の更なる進展に対応できる自立した自治体の構築に向けて、職員一丸となって全力を注いでまいりますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成22年4月

観音寺市長 白川 晴司

目 次

第2次行政改革大綱の基本方針	1
1 行政改革の必要性（現状と課題）	1
（1）観音寺市の現状	1
（2）観音寺市の行政改革	2
2 基本的な考え方	2
（1）財政運営の効率化	2
（2）行政経営システムの構築	3
（3）市民協働のまちづくりの推進	3
3 推進期間	3
4 推進体制	3
第2次行政改革大綱の体系	4
1 事務事業の見直し	5
（1）民間委託、民営化の推進	5
（2）事務事業の改善	5
（3）公共施設の管理運営方法の検討	5
2 組織機構の再編整備	5
（1）組織機構の再編整備	5
（2）保育所、幼稚園の統廃合	6
（3）小学校の統廃合	6
3 定員管理の適正化	6
（1）定員適正化計画の策定	6
（2）嘱託職員、臨時職員の適正配置	6
（3）人材育成の推進	7
4 財政の健全化	7
（1）歳入の確保	7
（2）歳出の抑制	7
（3）第3セクターの経営健全化	8
5 協働の推進	8
（1）市民参画の推進	8
（2）市民との行政情報の共有化	8

資料編

用語解説 9

(本文中の 印の付いている言葉について、その意味を載せています)

観音寺市行政改革推進委員会設置要綱 1 1

観音寺市行政改革推進委員会名簿 1 2

観音寺市行政改革推進本部設置要綱 1 3

第2次行政改革大綱の基本方針

1 行政改革の必要性（現状と課題）

（1）観音寺市の現状

地方分権改革の進行

平成12年4月に施行された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」を契機として、香川県においては、平成21年10月1日現在、715事務を市町に移譲しています。

国の地方分権推進委員会においても可能な限り事務権限の移譲を進めるべきであるとの考え方が示されており、今後、市町の権限の拡大が一層進展することが予想されます。

財政状況

本市の財政は、三位一体の改革や百年に一度と言われる経済危機の影響を受け、厳しい状況に置かれています。経常収支比率は、平成18年度に86.3%、平成20年度に88.0%と改善傾向に乏しく、財政構造は硬直した状態となっています。また、財政力指数は、平成18年度0.66、平成20年度0.72であり改善しつつありますが、交付税や交付金等への依存が大きい状態にあります。

少子高齢化、人口減少

年少人口（14歳以下）の割合は、平成21年人口移動調査によると、13.2%となっており、平成2年国勢調査の18.4%に比べて減少傾向にあり、老年人口は、平成21年に27.9%で、平成2年の17.5%に比べて増加しています。平成29年には、年少人口は11.7%、老年人口は32.6%になると見込んでいます。

また、総人口については、平成2年の68,436人から平成21年は63,339人へ減少しており、平成29年には、59,350人と減少傾向が続くと予測されます。

市民のニーズ

総合振興計画策定時の市民意識調査（平成18年度）によると、上水道の整備、ごみ収集サービス、買い物の利便性が満足度の高い項目となっています。一方、交通機関の利便性、就業・雇用の場の整備、観光・レクリエーション基盤の整備、道路の整備、保健・医療サービスや施設の整備が満足度の低い項目としてあげられており、社会資本

の整備や雇用対策、保健福祉サービスと市民のニーズは多岐にわたっています。

(2) 観音寺市の行政改革

これまでの取り組み

本市では、市町合併後の平成19年3月に「観音寺市行政改革大綱」、「観音寺市定員適正化計画」及び「集中改革プラン」を策定し、平成18年度から平成21年度の4年間を推進期間として、収入の確保、事務事業の見直し、組織・機構の見直し、職員定数及び給与の適正化などに取り組んできたところであります。その成果として、取組効果の目標額20億1,413万円に対して、実績額23億9,000万円(見込み)の削減を実施しました。

行政改革の継続

本市は、依然厳しい財政状況の中で行政運営を行っており、さらに少子高齢化、人口減少や市民のニーズの多様化などに対応するためには、行政と市民が認識を共有し、施策の選択と行政資源の集中による効率的で効果的な行政運営を図る必要があります。

また、行政改革の目標に掲げた項目のうち、民間委託や民営化の推進、保育所や幼稚園の統廃合など実施に向けて検討半ばのものあり、引き続き取り組むため、新たに第2次行政改革大綱を策定します。

2 基本的な考え方

(1) 財政運営の効率化

本市の財政状況は、三位一体の改革など国の制度改正による財政負担の増大に加え、義務的経費や学校施設の耐震化などの建設事業費の増嵩などによる財源の不足が今後も見込まれることが財政運営上の課題となっています。このため、市税等の収納率の向上及び自主財源の確保を検討するとともに、全ての事業の必要性を見直し、提供すべき行政サービスの選択を行います。また、人員や財源などの限られた経営資源を効果的かつ効率的に活用し、最小の経費で最大の効果を上げる行財政運営を目指します。

(2) 行政経営システムの構築

社会経済情勢の変化に伴い、市民ニーズが多様化、複雑化していく一方、人員や財源などの経営資源が、今後、増加することは考えにくい状況にあります。

このような中、市民の視点に立ち、市民ニーズに応じた質の高いサービスの提供が行えるよう、職員の意識や組織体制、制度等を変革し、コスト意識や成果重視、競争原理など民間の発想を活かした行財政運営の転換を図り、新しい行政システムの構築を目指します。

(3) 市民協働 のまちづくりの推進

市民と行政とが、それぞれ担うべき役割について再検討し、市民で出来ることは市民が担い(自助)、地域で出来ることは地域が担い(共助)、それぞれでも出来ないことを行政が担う(公助)という「補完性の原則」の基本的な理念に基づき、市民、地域、行政がそれぞれの役割を果たしていく協働のまちづくりの実現を目指していきます。

そして、市民が主体的にまちづくりに参画し、協働することにより、市民の意見や考え方が反映され、市民ニーズに沿ったまちづくりが行えるとともに、効率的な行政運営につながることとなります。

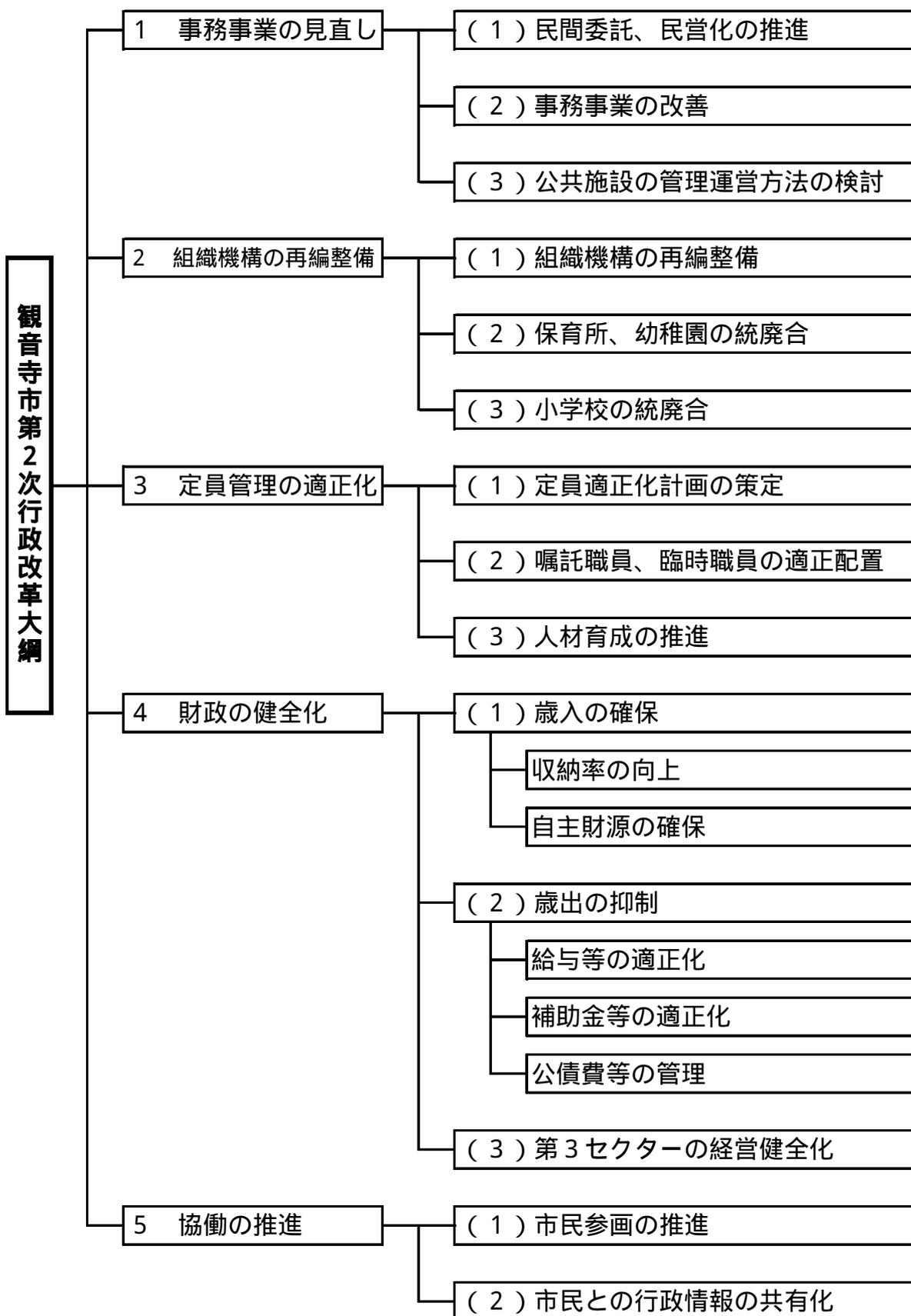
3 推進期間

本行政改革大綱に定める推進期間は、平成22年度から平成26年度までの5年間とします。

4 推進体制

確実な行政改革の実現を目指すため、市長を本部長とする「観音寺市行政改革推進本部」(以下「本部」という。)を設置します。また、本部の会議に付すべき議案を検討及び調整するため、必要に応じて本部に部会を置きます。さらに、行政改革の推進について市民の意見を反映させるため、「観音寺市行政改革推進委員会」を設置し、提言を受けます。

第2次行政改革大綱の体系



1 事務事業の見直し

(1) 民間委託、民営化の推進

事務事業全般にわたり、市が実施及び関与することの妥当性の検証やコスト比較を行い、民間における専門的な知識や手法の活用を図ります。

市民サービスの向上や経費削減が可能な事務事業については、市としての責任やサービス水準、個人情報保護等を確保した上で、包括的業務委託 や公の施設の指定管理者制度 の導入、P F I 手法による整備など積極的な民間委託や民営化を推進します。特に、前大綱等における取組事項のうち、引き続いての課題となっている学校給食やごみ収集などの民間委託については期限を定めるなどして、計画的に取り組めます。

(2) 事務事業の改善

事務事業については、その業務内容を総点検し、スクラップ・アンド・ビルドの基本方針に立ち、コスト意識や費用対効果を常に考慮のうえ、サービスの改善に努めるとともに、行政の責任と市民の果たすべき役割を明確にし、最も効率的で効果的な事務事業の展開を目指します。

(3) 公共施設の管理運営方法の検討

公共施設の管理運営については、必要性やあり方などを検討し、市民サービスの向上と経費の削減を目的として、行政責任の確保、適正なサービス水準の維持や柔軟な運営の確保に留意しながら、指定管理者制度の導入など、民間の優れた経営ノウハウの活用を推進します。

また、未利用土地、施設については、売却等の処分を含めた抜本的な対策を早急に計画していきます。

2 組織機構の再編整備

(1) 組織機構の再編整備

多様化する市民ニーズを的確に把握し、行政需要に即応した施策を総合的、機能的に実施するための組織機構の構築が必要となっています。

一方、厳しい行財政状況においては、既存の組織機構についても事務事業を円滑に遂行できる簡素で効率的な組織機構が求められています。

このため、地方分権に伴う権限移譲 や少子高齢化社会に対応するため、効率的かつ効果的に事務事業を処理し、柔軟に対応できる組織への再編整備を図ります。

(2) 保育所、幼稚園の統廃合

少子化が進む中、保育需要の多様化や幼稚園教育の充実が求められており、併せて施設の老朽化が進んでいる状況にあります。

これらの状況を踏まえ、幼稚園については「観音寺市立学校再編計画検討委員会」の答申を基に、統廃合による幼稚園の再編を実施していきます。

また、保育所については、幼稚園の統廃合の進捗を見極めながら、幼保一元化 や統廃合等を推進します。

(3) 小学校の統廃合

少子化の進展による幼児児童生徒数の減少と、生活形態や都市形態の変化に伴う人口移動などの環境変化の中、学校の適正規模、適正配置と教育環境の観点から策定された「観音寺市立学校再編計画検討委員会」の答申を踏まえ、統廃合による小学校の再編を実施していきます。

3 定員管理の適正化

(1) 定員適正化計画の策定

社会経済情勢の変化や行政ニーズの多様化に対応するため、事務事業の抜本的な見直しや包括的業務委託、指定管理者制度などを積極的に活用し、最小の経費で最大の効果を上げるための定員管理の適正化を推進します。そのために、数値目標を示した定員適正化計画を策定し、これを公表します。また、計画の進捗管理を含め、状況の変化等を勘案し、随時見直しを行います。

その具体的な方策として、毎年一定人数を採用すること、現業部門の職員については民間委託等を推進し、退職者は補充しないことなどを基本として、定員管理の適正化を実行していきます。

なお、職員採用に当たっては、職員の大量退職が続くことにより、業務のノウハウやネットワークが失われ、組織の能力が急激に低下することのないように、従来の新規採用に加えて、一定の技術や実務経験・資格を収得した社会人の採用等の多様な手法による職員の採用を検討します。

(2) 嘱託職員、臨時職員の適正配置

正規職員と併せた総人件費抑制の観点から、嘱託職員及び臨時職員の採用職種や雇用形態等の検討を行い、適正な配置、雇用管理に努めます。

(3) 人材育成の推進

職員一人ひとりが、本市のまちづくりの方向性を示す「観音寺市総合振興計画」に基づき、市民が主役となり魅力あるまちの創造を目指して市政の運営を行うという認識の徹底を図っていきます。

また、平成19年3月に策定した「観音寺市人材育成基本方針」に基づき、職員研修及び自己啓発の環境を整え、トータルシステムとしての人材育成と能力開発に努めます。

4 財政の健全化

(1) 歳入の確保

自主的かつ安定的な行政運営を行うためには、安定した自主財源の確保が必要です。そのため、市民負担の公平性や受益者負担の観点から、税及び公共料金等に関して効果的な徴収対策を講じ、収納率の向上を図るとともに使用料、手数料など公共料金の見直しを適切に行い、自主財源の確保に努めます。

また、広報紙、ホームページや市有施設などへの広告の掲載・掲示、未利用の市有施設や市有地などの貸付や売却により税や公共料金以外の収入の確保についても取り組みます。

(2) 歳出の抑制

給与等の適正化

職員の給与については、給与制度や給与水準の適正化に努めるとともに、諸手当の見直しも逐次行います。また、勤務評価制度を基本に職員の職務姿勢や能力、勤務実績等を反映した給与体系の確立を目指していきます。

補助金等の適正化

各種団体等に対する補助金等については、当該団体の公共性、必要性、実施事業の費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、整理合理化を推進します。また、市単独では見直しの困難な負担金についても、当該団体の事務局との事前調整を行うなどにより適正支出に努めます。

公債費等の管理

公債費は、将来の負担が財政運営に支障をきたさないよう市債の適正管理を行い、負担の適正化に努めます。

本市では、普通会計ベースにおいて平成18年度末の市債残高が275億円でありましたが、その後、教育施設の整備や斎場建設などにより、平成20年度末における残高は296億円となっています。今後は、市債発行を極力抑制していくとともに、繰上償還を行い、市債残高の縮減に努めます。

(3) 第3セクターの経営健全化

市が主要な出資者である第3セクターについては、経営状態を常に把握し、課題がある場合には改善を促してまいります。また、出資者として、市が第3セクターを積極的に活用し、経営改善に努めます。

なお、特に必要があれば、法人からの出資引き揚げ等の抜本的な取り組みを検討します。

5 協働の推進

(1) 市民参画の推進

市の計画策定や施設の管理運営、環境の保全管理などへの市民の参画を推進するため、審議会等の運営方針の策定を行い、各種計画の策定委員等の一般公募や意見公募（パブリック・コメント）を積極的に実施します。

また、市民主体のまちづくりの基盤である住民自治組織（自治会）等の地域コミュニティ活動、ボランティア活動やNPO活動などについて、組織の育成や組織体制の構築、活動拠点の充実等の支援を行ってまいります。

(2) 市民との行政情報の共有化

市民参加、地域協働の行政の推進と行政の透明性の向上を図るため、市民や民間等が保有する情報を収集するとともに、広報紙やホームページなどの媒体を通して情報の提供を行います。また、市民との対話の場を積極的に設けることにより、行政情報の共有化を図ってまいります。

資料編

用語解説（50音順）

	用語	解説
カ行	義務的経費	人件費、扶助費、公債費のことで、その性質上削減することが出来ない経費をいう。
	協働	複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。 地方自治では「まちづくり」に関して、自立した市民と行政が、対等な関係に立ち、それぞれが知恵や資源を持ち寄り、責任と役割を公平に分担して、協力し合い、ともに働くことを意味する。
	経常収支比率	財政の弾力性を測定する比率として使われ、経常的経費（人件費・扶助費・公債費等）に経常一般財源収入（地方税・地方交付税・地方譲与税等）がどの程度充当されているかをみるもので、この比率が低ければ臨時的経費に充当できる一般財源に余裕があることになる。
	権限移譲	「住民に身近な事務は、可能な限り住民に身近な市町村において処理することが望ましい」という考え方のもと、これまで国・県が行ってきた事務・権限を市で引き受けること。これにより、自立性の高い行政運営が可能となり、地域の中核となる都市づくりを進めることができるようになる。
	建設事業費	道路、港湾、学校などの公共施設の新増設や用地取得などの投資的経費。
サ行	財政力指数	地方公共団体の財政に力があるかどうかを表す指数で、数値の過去3ヵ年の平均値をいう。指数が「1」に近く、あるいは「1」を超えるほど財源に余裕があるものとされている。なお、財政力指数が「1」を超える団体は普通交付税の不交付団体となる。
	三位一体の改革	「国から地方への税源移譲」「国庫補助負担金の削減」「地方交付税の見直し」の三つを一体的に行うもので、2001年（平成13年）に成立した小泉純一郎内閣における聖域なき構造改革の目玉として、「地方に出来る事は地方に、民間に出来る事は民間に」という小さな政府論を具現化する政策。

	用語	解説
	指定管理者制度	自治体が住民の福祉増進を目的として設置した施設（「公の施設」）の管理を民間事業者・団体等を指定して管理運営させる制度。2003年（平成15年）9月の地方自治法の改正により創設され、施設管理に民間の能力や創意工夫を取り入れることにより、利用者サービスの向上と効率的な管理運営を行うことを目的とする。
タ行	第3セクター	国や地方公共団体と民間の共同出資による事業体。地域開発・交通その他の分野で設立され、本来、国や地方公共団体が行うべき事業を、民間の資金と能力を導入して共同で行おうとするもの。
八行	P F I （プライベート・ ファイナンス・イ ニシアティブ）	民間の資金やノウハウを活用して、公共施設や公共サービスを提供するための手法。2000年（平成12年）9月から「P F I推進法」（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）が施行された。第3セクター方式の問題点である官民のもたれあいをなくし、建設から運営まで民間企業に任せ、事前にリスク分担を決めることにより、官民の役割分担を明確している。
	普通会計	一般会計と特別会計（公営事業会計を除く）を合わせて重複部分を控除した会計で、自治体の行政運営の基本的な経費が計上され、全国的な統計や自治体間の比較を行う場合に用いられる。
	包括的業務委託	関連する業務を含めて包括的に業務を委託する方法である。一定の性能や成果を達成することを条件として、その実施方法等の詳細については民間事業者の自由裁量に任せる発注方式のこと。
ヤ行	幼保一元化	幼稚園と保育所の機能を統合して、就学前の教育・保育を行う施設にすること。「認定こども園」は、幼保一元化施設である。

観音寺市行政改革推進委員会設置要綱

平成18年 1月23日

告示第6号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の推進にあたり、市民の意見を反映させるため、観音寺市行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、観音寺市の行政改革の推進について必要な事項を調査審議する。

(委員)

第3条 委員会の委員は、15人以内とする。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することを妨げない。

(会長)

第5条 委員会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(副会長)

第6条 委員会に副会長を置き、会長が委員のうちから指名する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、政策部企画課行政改革推進室において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

観音寺市行政改革推進委員会名簿（順不同・敬称略）

（平成22年1月1日現在）

	氏 名	役 職 名 等
会 長	久 保 等	観音寺市自治会連合会会長
副会長	島 一	観音寺商工会議所会頭
委 員	大 矢 一 夫	観音寺市議会総務委員会委員長
委 員	大 平 直 昭	観音寺市議会総務委員会副委員長
委 員	合 田 倫 和	観音寺市大豊商工会副会長
委 員	若 山 秀 雄	香川県農業協同組合常磐支店長
委 員	大 塚 正 廣	香川豊南農業協同組合営農参事(兼)営農部長
委 員	須 賀 年 男	一般代表
委 員	高 原 美都子	一般代表
委 員	平 岡 育 子	大野原婦人会会長
委 員	川 人 裕一郎	みとよ青年会議所直前理事長
委 員	福 島 謙 治	三豊地区労働組合協議会会長
委 員	石 田 涉二郎	連合香川西讃地区協議会会長
委 員	石 川 隆 明	観音寺市 P T A 連絡協議会会長
委 員	合 田 俊 典	豊浜会議代表

観音寺市行政改革推進本部設置要綱

平成18年 1月23日

訓令第3号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、観音寺市行政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) その他行政改革の推進に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、観音寺市部長会議規程（平成17年観音寺市訓令第3号）第3条に掲げる職にある者のうち、市長及び副市長を除くものをもって充てる。

(本部長、副本部長等)

第4条 本部長は、本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長の命を受け、本部に関する事務を処理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要に応じ、関係部局の職員を会議に出席させることができる。

(部会)

第6条 本部の会議に付すべき議案を検討及び調整するため、本部に部会を置くことができる。

- 2 部会には、部会長を置き、部会長は、本部員のうちから本部長が指名する。
- 3 部会は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。

(事務局)

第7条 本部の事務局は、政策部企画課行政改革推進室に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日告示第49号）
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。